

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場をご確認の上、申告してください。

申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月16日(月)までに記入して提出するものです。

申告と納税は正しくお早めに！

◎問い合わせ先

税務課 ☎46-5563



# の申告

## 重要 申告にかかる注意事項

**1** 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。

書類(帳簿など)を整理記帳していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることができません。

なお、申告書類の整理記帳(収支内訳の作成等)が済んでいる皆さんの待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入がある人は受付で収支内訳等(帳簿など)を提示して頂き書類が作成済の人のみを申告相談へお通しします。(作成済書類の提示がない場合は受付できません。)

**2** 申告は原則として、申告者本人が行なわなければならないなりません。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるよう、事前に内容を確認した上で申告してください。

**3** 対象行政区等の日に都合のつかない場合は対象行政区等以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区等の人を優先的に受け付けることとなりますのでご了承ください。

**4** 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得があるすべての人に日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。

収入や各経費の記帳漏れがないか、一年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いいたします(一年間の合計額を必ず計算してください。)

**5** 収支内訳の作成や申告についてご不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署や税務課へ事前にご相談ください。

**6** 土地建物の売買、株式に関する申告など複雑な内容の申告は、2月中に税務署へ相談、申告されることをお勧めします。

## 町・県民税の申告

### 申告が必要な人

- ①平成27年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入があった人
- ②町内に事務所や事業所、家屋敷がある人で町内に住所がない人
- ③給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人
- ④昨年1年間に収入がなかった人で、次に該当する人
  - ▽生活保護法による生活扶助を受けている人
  - ▽国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険に加入している人
  - ▽県単独医療費助成事業(乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、母子家庭)を受けようとする人
  - ▽町営住宅、保育所などを利用している人
- ▽所得証明書の必要な人
- ※確定申告書を提出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

### 申告を必要としない人

- ①年金受給者
  - 前年中の収入が公的年金のみで次に該当する人(所得税の還付を受けようとする人を除く)
  - ▽65歳未満の人 26年12月31日現在：年金収入が70万円以下の人
  - ▽65歳以上の人 26年12月31日現在：年金収入が120万円以下の人
- ②給与所得者
  - 給与などの所得を1カ所のみから受給されている人で、次の全てに該当する人(所得税の還付を受けようとする人を除く)
  - ▽給与や賃金、報酬を1カ所のみからの受給で、そのほかに収入のない人
  - ▽給与などの収入が2000万円以下の人
  - ▽年末調整が済んでおり、その内容が給与支払報告書により会社から町へ報告されている人

### 申告に必要なもの

- ①申告書用紙
  - ※申告書用紙は前年に町県民税申告をした人に郵送されます。(給与支払報告書提出者含む)
  - 郵送されない人でも「申告

が必要なる人に該当する人は申告が必要です。税務課に備えてある用紙で申告してください。

- ②印鑑
- ③申告者本人の預金金融機関名と口座番号
- ④所得の内訳が分かる資料
  - ▽給与や年金収入のある人は、給与所得や公的年金などの源泉徴収票
  - ▽個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
  - ▽生命保険や損害保険を受けた人は、その支払調書
  - ▽農業、営業、不動産などの収入のある人は、所得計算に必要な資料(申告書と併せて郵送される「町民税・県民税申告の手引き」をご参照ください)
  - ⑤所得控除の内訳が分かる資料
    - ▽国民健康保険税などの領収書、農業者年金、介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
    - ▽生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
    - ▽勤労学生控除を受ける人は、在学証明書
    - ▽障害者控除を受ける人は、

### 障害者手帳

▽医療費控除を受ける人は、治療費などの領収書と補てん金の額が分かる書類(医療費は個人ごとに受診した病院の合計額と通院費用をあらかじめ必ず計算してください)

▽寄付金控除を受ける人は、その証明書

## 所得税の確定申告

### 所得税の申告

26年分の所得税の確定申告は、3月16日(月)までです。期限間近になると税務署は大変混雑します。自書した申告書は郵送でも提出できます。できるだけ早めに提出してください。また、出来上がった申告書は郵送でも提出できます。期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると本来の税金だけでなく、加算税や延滞税も納めなければならなくなります。

自分の所得状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

## サラリーマンの確定申告

①確定申告をしなければならぬ人

サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ▽給与の年収が2000万円を超える人
- ▽給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人(20万円以下の人は町県民税の申告になります)
- ▽給与を2カ所以上からもらっている人

②確定申告をしないと所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない人

## 土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申

でも、次のような場合は、確定申告をしないと源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▽マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ▽多額の医療費を支払った場合
- ▽災害や盗難に遭った場合
- ▽年の途中で退職し、再就職していない場合
- ▽退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

## 宅地や遊休農地での臨時駐車場

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

## 申告の日程表

期 日	対 象
2月10日(火)	肉用牛・乳用牛生産者
12日(木)	肉用牛・乳用牛生産者
13日(金)	肉用牛・乳用牛生産者
16日(月)	1・3区
17日(火)	2区
18日(水)	4・5区
19日(木)	6区
20日(金)	7区
23日(月)	8区
24日(火)	9区
25日(水)	10区
26日(木)	11区
27日(金)	12区
3月2日(月)	13区
3日(火)	14区
4日(水)	15区
5日(木)	16区
6日(金)	17区
9日(月)	18区
10日(火)	19区
11日(水)	20区
12日(木)	21区
13日(金)	予備日(受け付けは12時まで)
16日(月)	〃

◎受付時間…8:30~12:00、13:00~15:30

◎相談時間…9:00~12:00、13:00~終了時

◎場 所…役場2階201会議室

①予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。

②農業所得を含めた全ての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引いています。また申告会場は例年大変混雑しますので、税務署が開設する申告書作成会場などをご利用ください。

③青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署に案内する場合があります。